



MINISTÉRIO DA INDÚSTRIA, COMÉRCIO EXTERIOR E SERVIÇOS
INSTITUTO NACIONAL DA PROPRIEDADE INDUSTRIAL

Consulta Pública
Nº 02/ 2017

Formulário de Comentários e Sugestões

Nome: 一般社団法人 日本知的財産協会	<input type="checkbox"/> Agente <input type="checkbox"/> Usuário <input type="checkbox"/> Representante de órgão de classe ou associação <input type="checkbox"/> Representante de instituição governamental <input type="checkbox"/> Representante de órgãos de defesa do consumidor <input type="checkbox"/> Outros, especificar: _____
e-mail:	
Telefone: +81 3 5205 3821	

Consulta Pública		
relativa à NORMA, que dispõe sobre o procedimento simplificado de deferimento de pedidos de patente		
Artigo da Minuta	Proposta de Alteração	Justificativa
3	簡易化手続きの除外申請が可能な期間として 90 日とされているが、外国出願人については当該期間を延長可能として頂きたい。	外国出願人が、現地代理人とポルトガル語以外の言語で連絡を取り合う場合、書類の翻訳/時差等により国内出願人と比べて多くの手続き時間を必要とする。通常は、外国出願人も国内出願人も 90 日の期間で手続きを行っているが、今回の簡易化手続きに関しては対象件数も多くなることから、外国出願人に対して期間延長を認めて頂きたい。
5、7	出願公開後に自発補正をしている出願については、自発補正を反映した内容で登録頂きたい。さらに、審査請求後であっても、簡易化手続きを利用する場合は、審査請求前に認められる自発補正と同範囲の自発補正を認めて頂きたい。	特許権者として明らかな無効理由を含む形で特許が登録されることは好ましくない。審査前の出願には潜在的に無効理由が含まれることが考えられ、無効理由を取り除くための自発補正の機会が与えられないのであれば、多くの出願に対し簡易化手続きの除外申請が行われ、結果的にバックログの解消につながらないものと考



MINISTÉRIO DA INDÚSTRIA, COMÉRCIO EXTERIOR E SERVIÇOS
INSTITUTO NACIONAL DA PROPRIEDADE INDUSTRIAL

Consulta Pública
Nº 02/ 2017

		える。また、有効な特許として登録されることは、ブラジルで安心してビジネスを行えることにもつながる。
7	簡易化手続きの適用を受けるには、Article2 によると審査請求が行われていることが要件となるが、簡易化手続きの適用を受ける場合は審査請求費用を出願人に返還頂きたい。	審査請求費用は、クレーム数によって増額されるものであり、審査官が実体審査を行うための費用と考えられる。したがって、簡易化手続きが適用されることにより、審査官が実体審査を行わない場合は、当該費用は出願人に返還されるべきである。
7	簡易化手続きにより特許が登録される場合は、通常の審査により登録された特許と区別される形で公報に掲載頂きたい。	権利主張を受けた場合に、通常の審査により登録された特許であるのか、簡易化手続きにより登録された特許であるのか容易に確認できることが重要である。
-	簡易化手続きにおいて特許が登録される場合は、特許権者が第三者に権利主張を行う際に特許権者側に特許の有効性を立証する義務を課して頂きたい。例えば、特許権者が第三者に権利主張を行う場合は、ブラジル特許庁に特許性の評価を申請し、第三者に当該評価結果の提示を必要とする制度の導入が考えられる。	明らかに無効理由を有する特許で権利主張を受けた場合、権利主張を受けた者が権利無効の立証責任を負い、権利者への無効主張、行政庁への無効審判請求、裁判所へ無効判断を求めなければいけないとすることは酷である。
-	簡易化手続きにおいて、出願公開後の自発補正の機会が与えられない場合は、特許登録後に、誤記/誤訳の訂正、請求項の削除、権利範囲の減縮、記載の明瞭化を目的とした特許の訂正機会を認めて頂きたい。	このような仕組みがないと、簡潔化手続きにより発行された特許の活用が難しくなる。活用困難と考えた場合、簡易化手続きの適用除外申請を行うしかなく、結果的にバックログ解消につながらない。

Este formulário deverá ser encaminhado ao INPI, em formato odt ou doc, para o endereço eletrônico: consulta.backlog@inpi.gov.br.